

※この法令は廃止されています。

附則 第七章 雜則（第九十五條）

規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つてあること。

目次	<p>方法に関する規則</p> <p>号) 第百九十三条の規定に基づき、及び同法を実施するため、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則を次のように定める。</p>
第一章 総則（第一条—第二十九条）	第二章 四半期連結貸借対照表
第一節 総則（第三十条—第三十二条）	第二節 資産（第三十三条—第四十六条）
第三節 負債（第四十七条—第五十三条）	第四節 純資産（第五十四条—第五十九条）
第五節 雑則（第六十条—第六十三条）	第三章 四半期連結損益計算書
第一節 総則（第六十四条・第六十五条）	第二節 売上高及び売上原価（第六十六条—第六十八条）
第四節 営業外収益及び営業外費用（第七十一条—第七十三条）	第三節 販売費及び一般管理費（第六十九条・第七十条）
第五節 特別利益及び特別損失（第七十四条—第七十六条）	第四節 営業外収益及び営業外費用（第七十一条—第七十三条）
第六節 四半期純利益又は四半期純損失（第七十七条—第七十八条の二）	第五節 特別利益及び特別損失（第八十三条の二—第八十三条の四）
第七節 雜則（第七十九条—第八十三条）	第二節 その他の包括利益（第八十三条の五）
第三章の一 四半期連結包括利益計算書	第三章の二 四半期連結包括利益計算書
第一節 総則（第八十三条の二—第八十三条の四）	第二節 その他の包括利益（第八十三条の五）
第三節 四半期包括利益（第八十三条の六）	第三節 四半期包括利益（第八十三条の六）
第四章 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	第四章 四半期連結キャッシュ・フロー計算書
第一節 総則（第八十四条・第八十五条）	第一節 総則（第八十四条・第八十五条）
第二節 四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第八十六条・第八十一条—第九十二条）	第二節 四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第八十六条・第八十一条—第九十二条）
第五章 株主資本等に関する注記（第八十八条—第九十三条）	第五章 株主資本等に関する注記（第八十八条—第九十三条）
第六章 企業会計の基準の特例	第六章 企業会計の基準の特例
第一節 指定国際会計基準（第九十三条—第九十四条）	第一節 指定国際会計基準（第九十三条—第九十四条）
第二節 修正国際基準（第九十四条—第九十五条）	第二節 修正国際基準（第九十四条—第九十五条）

(適用の一般原則)

第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）

第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十一条
第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは
第二項（これらの規定のうち同条第四項において
準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及
び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省
令第五十九号。以下「財務諸表等規則」とい
う。）第一条第一項の規定により金融庁長官が
指定した法人（以下「指定法人」という。）
についてこれらの規定を法第二十七条において準
用する場合を含む。）の規定により提出される
財務計算に関する書類のうち、四半期連結財務
諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益
計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期
連結キャッシュ・フロー計算書又は第九十三条
の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表
の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和
五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務
諸表規則」という。）第九十三条に規定する指
定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作
成する場合若しくは第九十四条の規定により修
正国際基準（連結財務諸表規則第九十四条に規
定する修正国際基準をいう。以下同じ。）によ
り作成する場合において当該指定国際会計基準
若しくは当該修正国際基準により作成が求めら
れる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計
算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連
結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並
びに持分変動計算書をい。）（以下同じ。）の用
語、様式及び作成方法は、四半期財務諸表等の
用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十
九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸
表等規則」という。）の規定の適用を受
けるものを除き、この規則の定めるところによ
るものとし、この規則において定めのない事項
については、一般に公正妥当と認められる企業
会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二
号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議
会により公表された企業会計の基準は、前項に
規定する一般に公正妥当と認められる企業会計
の基準に該当するものとする。

3 連結財務諸表規則第一条第三項に規定する金
融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に

第一項の二 法第二条第一項第五号又は第九号に規定する掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。次条において同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章第一節の定めるところによる」とができる。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当四半期連結会計期間の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）を記載している場合に限る。次条第一号イにおいて同じ。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載している場合に限る。次条第一号イにおいて同じ。）において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ロ 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定に基づき提出する四半期報告書において、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使人を置いており、指定国際会計基準に基づいて四半期連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第一条の三 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章第二節の定めるところによること。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価

口 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の七第一項若しくは第二項の規定に基づき提出する四半期報告書において、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための手段の取組みに係る記載を行っていること。

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 四半期連結財務諸表提出会社 法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により四半期連結財務諸表を提出すべき会社（指定法人を含む。）及び法第二十四条の四の七第二項の規定（法第二十七条において準用する場合を含む。）により四半期連結財務諸表を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。
- 二 四半期会計期間 四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する期間をいう。
- 三 四半期連結会計期間 四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する期間をいう。
- 四 四半期累計期間 四半期財務諸表等規則第三条第六号に規定する期間をいう。
- 五 四半期連結累計期間 四半期財務諸表等規則第三条第七号に規定する期間をいう。
- 六 子会社 財務諸表等規則第八条第三項、第四項及び第七項の規定により、四半期連結財務諸表提出会社の子会社とされる者をいう。
- 七 連結子会社 連結の範囲から除かれる子会社をいう。
- 八 連結会社 四半期連結財務諸表提出会社及び連結子会社をいう。
- 九 非連結子会社 連結の範囲から除かれる子会社をいう。
- 十 関連会社 財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により、四半期連結財務諸表提出会社の関連会社とされる者をいう。
- 十一 持分法 投資会社が、被投資会社の純資産及び損益のうち当該投資会社に帰属する部

ら生じる負債が占める場合を除く。)は、第
一・四半期連結会計期間及び第三・四半期連結
会計期間において、これらの規定による注記を
省略することができる。

第十八条及び第十九条 削除

(取得による企業結合が行われた場合の注記)
会計期間において他の企業

業又は企業を構成する事業の取得による企業結
合が行われた場合には、次に掲げる事項を注記
しなければならない。ただし、当該企業結合に
係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省
略することができる。

一 企業結合の概要

二 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益
計算書に含まれる被取得企業又は取得した事
業の業績の期間間

三 被取得企業又は取得した事業の取得原価及
び対価の種類ごとの内訳

四 取得の対価として株式を交付した場合に
は、株式の種類別の交換比率及びその算定方
法並びに交付又は交付予定の株式数

五 取得が複数の取引によって行われた場合に
は、被取得企業の取得原価と取得するに至っ
た取引ごとの取得原価の合計額との差額

六 発生したのれんの金額、発生原因、償却方
法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額

七 前号に掲げる発生したのれんの金額又は負
のれん発生益の金額が暫定的に算定された
金額である場合には、その旨

前項ただし書の規定にかかるらず、当四半期
連結会計期間における個々の企業結合に係る取
引に重要性は乏しいが、当四半期連結会計期間
における複数の企業結合に係る取引全体に重要
性がある場合には、同項第一号及び第三号から
第七号までに掲げる事項を当該企業結合に係る
取引全体について注記しなければならない。

四半期連結会計期間においては、当該確定した
旨並びに第一項第六号に掲げる発生したのれん
の金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見
直しの内容及び金額を注記しなければならな
い。ただし、第一項ただし書の規定により注記
を省略している場合は、注記することを要しな
い。四半期連結財務諸表に含まれる比較情報に
伴

おいて取得原価の当初配分額に重要な見直しが
反映されている場合には、当該見直しの内容及
び金額を注記しなければならない。

第二十二条 削除

(共通支配下の取引等の注記)

二 実施した会計処理の概要

三 子会社株式を追加取得した場合には、第一
十条第一項第三号及び第四号に準ずる事項
一 取引の概要

二 前項の規定にかかるらず、共通支配下の取引
等に重要性が乏しい場合には、注記を省略する
ことができる。ただし、当四半期連結会計期間
における個々の共通支配下の取引等に重要性は
乏しいが、当四半期連結会計期間における複数
の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合
には、同項各号に掲げる事項を当該取引等全体
について注記しなければならない。

(共同支配企業の形成の注記)

第二十三条 当四半期連結会計期間において共同 支配企業の形成(財務諸表等規則第八条の二十 二第一項に規定する共同支配企業の形成をい う。以下この条及び次条第一項において同じ)。 を行った場合には、前条第一項第一号及び第二 号に掲げる事項に準ずる事項を記載しなければ ならない。この場合において、同項第一号に掲 げる事項を記載するときは、企業 結合を共同支配企業の形成と判定した理由を記 載しなければならない。

二 第二十五条 分離先企業は、事業分離が企業結合
に該当しない場合は、次に掲げる事項を注記し
なければならない。

一 取引の概要

二 実施した会計処理の概要

三 分離元企業から引き継いだ資産、負債及び
純資産の内訳

(子会社の企業結合の注記)

第二十六条 連結財務諸表規則第十五条の十八の 規定は、子会社の企業結合について準用する。 この場合において、同条第一項中「連結財務諸 表提出会社」とあるのは「四半期連結財務諸表 提出会社」と、「連結会計年度」とあるのは 「四半期連結会計期間」と、同項第四号中「連 結損益計算書」とあるのは「四半期連結損益計 算書」と、同条第三項中「連結会計年度」とあ るのは「四半期連結会計期間」と読み替えるも のとする。

(収益認識に関する注記)

第二十七条の三 四半期財務諸表等規則第二十二 条の四の規定は、顧客との契約から生じる収益 について準用する。この場合において、同条第 一項中「四半期累計期間」とあるのは「四半期 連結累計期間」と、「四半期財務諸表」とある のは「四半期連結財務諸表」と読み替えるもの とする。

(注記の方法)

第二十八条 第十条から第十条の六まで及び第十 二条の規定による注記は、四半期連結キャッシュ フロー計算書の次に記載しなければならない。 ただし、第一・四半期連結累計期間及び第 三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ ッシュフロー計算書を作成しない場合には、 第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連 接累計期間に係る四半期連結包括利益計算書 (第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結 包括利益計算書を作成する場合には、当該第 三・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括 利益計算書)の次に記載しなければならない。 この規則(第十条から第十条の六まで及び第 十二条を除く)の規定による注記は、第十条 から第十条の六まで及び第十二条の規定による 注記の次に記載しなければならない。ただし、 次の方号に定める場合は、この限りでない。

一 第十条から第十条の六まで及び第十二条の
規定による注記と関係がある事項について、
これと併せて記載を行った場合

二 脚注(当該注記に係る事項が記載されてい
る四半期連結財務諸表中の表又は計算書の末
尾に記載することをいう)として記載する

ことが適当と認められるものについて、当該
記載を行った場合

二 實施した会計処理の概要

三 分離した事業が含まれていた報告セグメン
トの名称

四 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益
計算書に計上されている分離した事業に係る
損益の概算額

五 移転損益を認識した事業分離において分離
先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式
として保有する以外に、継続的関与がある場
合には、当該継続的関与の概要

六 前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与
が軽微な場合には、注記を省略することができ
る。

一 当四半期連結累計期間に係る減価償却費
(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を
含む)。

二 当四半期連結累計期間に係るのれんの償
却額

三 分離した事業が含まれていた報告セグメン
トの名称

四 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

五 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

六 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

七 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

八 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

九 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十一 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十二 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十三 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十四 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十五 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十六 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十七 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十八 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十九 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

二十 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

(四半期連結キャッシュフロー計算書を作成
しない場合の注記)

二 実施した会計処理の概要

三 分離した事業が含まれていた報告セグメン
トの名称

四 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結損益
計算書に計上されている分離した事業に係る
損益の概算額

五 移転損益を認識した事業分離において分離
先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式
として保有する以外に、継続的関与がある場
合には、当該継続的関与の概要

六 前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与
が軽微な場合には、注記を省略することができ
る。

一 当四半期連結累計期間に係る減価償却費
(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を
含む)。

二 当四半期連結累計期間に係るのれんの償
却額

三 分離した事業が含まれていた報告セグメン
トの名称

四 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

五 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

六 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

七 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

八 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

九 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十一 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十二 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十三 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十四 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十五 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十六 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十七 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十八 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

十九 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

二十 第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び
第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャ
ッシュフロー計算書を作成しない場合には、
は、次に掲げる事項を注記しなければなら
ない。ただし、重要性の乏しいものについては、
注記を省略することができる。

第四十八条の二 連結財務諸表規則第三十六条の二の規定は、固定負債の範囲について準用する。
(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目的区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適當であると認められるものについては、適當な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一 社債
 二 長期借入金（金融手形を含む。以下同じ。）
 三 引当金
 四 退職給付に係る負債
 五 資産除去債務
 六 その他

第五十条 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第五十一条 連結会社に係る偶發債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第五十二条 削除
 （偶發債務の注記）

第五十三条 同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げられるいかなる方法により表示しなければならない。

第五十四条 同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

第五十五条 株主資本の分類及び区分表示

第五十六条の二 連結財務諸表規則第四十三条の二の規定は、その他の包括利益累計額の分類及び区分表示する。

第五十七条 連結財務諸表規則第四十三条の二の規定は、新株予約権について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは、「四半期連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

第五十八条 非支配株主持分は、非支配株主持分（非支配株主持分の表示）

第五十九条 削除
 （別記事業の資産及び負債の科目の記載）

第六十条 法令により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金で、資産の部又は負債の部に計上することが適当でないものの（次項及び第八十条において「準備金等」という。）は、第三十二条及び第四十七条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

第六十一条 前項の準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第六十二条 企業集団の主たる事業が、財務諸表等規則別記に掲げる事業（以下「別記事業」という。）である場合においてその資産及び負債を第三十三条及び第四十七条の規定による分類を作成することができる。この場合においては、

第六十三条 連結財務諸表提出会社は、第二・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成することができる。この場合においては、

第六十四条 四半期連結損益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

第六十五条 収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

第六十六条 収益及び費用の分類

第六十七条 連結財務諸表提出会社は、第二・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成しなければならない。この場合においては、

第六十八条 様式第三号により記載するものとする。

第六十九条 四半期連結損益計算書

第七十条 第一節 総則

第七十一条 第二節 業務の運営

第七十二条 第三節 財務の状況

第七十三条 第四節 会計方針

第七十四条 第五節 離職手当

第七十五条 第六節 その他の情報

第七十六条 第七節 附則

第七十七条 第八節 附則

第七十八条 第九節 附則

第七十九条 第十節 附則

第八十条 第十一節 附則

第八十一条 第十二節 附則

第八十二条 第十三節 附則

第八十三条 第十四節 附則

第八十四条 第十五節 附則

第八十五条 第十六節 附則

第八十六条 第十七節 附則

第八十七条 第十八節 附則

第八十八条 第十九節 附則

第八十九条 第二十節 附則

第九十条 第二十一節 附則

第九十一条 第二十二節 附則

第九十二条 第二十三節 附則

第九十三条 第二十四節 附則

第九十四条 第二十五節 附則

第九十五条 第二十六節 附則

第九十六条 第二十七節 附則

第九十七条 第二十八節 附則

第九十八条 第二十九節 附則

第九十九条 第三十節 附則

第一百条 第三十一節 附則

第一百一条 第三十二節 附則

第一百二条 第三十三節 附則

第一百三条 第三十四節 附則

第一百四条 第三十五節 附則

第一百五条 第三十六節 附則

第一百六条 第三十七節 附則

第一百七条 第三十八節 附則

第一百八条 第三十九節 附則

第一百九条 第四十節 附則

第一百十条 第四十一節 附則

第一百一十一条 第四十二節 附則

第一百二十二条 第四十三節 附則

第一百三十二条 第四十四節 附則

第一百四十二条 第四十五節 附則

第一百五十二条 第四十六節 附則

第一百六十二条 第四十七節 附則

第一百七十二条 第四十八節 附則

第一百八十二条 第四十九節 附則

第一百九十二条 第五十節 附則

第一百一百一十二条 第五十一節 附則

第一百一百一十二条 第五十二節 附則

第一百一百一十二条 第五十三節 附則

第一百一百一十二条 第五十四節 附則

第一百一百一十二条 第五十五節 附則

第一百一百一十二条 第五十六節 附則

第一百一百一十二条 第五十七節 附則

第一百一百一十二条 第五十八節 附則

第一百一百一十二条 第五十九節 附則

第一百一百一十二条 第六十節 附則

第一百一百一十二条 第六十ー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニー節 附則

第一百一百一十二条 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ節 附則

第一百一百一十二条</

れた減損損失に対応する負債をいう。ハにおいて同じ。)の残高

ハ 当四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失の金額

二 当四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間の減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

二 連結会社がリース物件の貸主である場合

イ 当四半期連結会計期間末におけるリース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び残高(四半期連結貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。)

ロ 当四半期連結会計期間末における未経過リース料残高相当額(四半期連結貸借対照表以後一年内のリース期間に係る金額とそれ以外の金額に区分する。)

ハ 当四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

二 利息相当額の算定方法

一 前項第一号の場合において当四半期連結会計期間の末日におけるファイナンス・リース取引(財務諸表等規則第八条の六第一項に規定するファイナンス・リース取引をいう。以下同じ。)に係る未経過リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産の残高(有形固定資産以外の資産をファイナンス・リース取引の対象とする場合には、当該資産の属する科目の四半期連結会計期間末残高を含む。次項において同じ。)の合計額に占める割合が低いときは、取得価額相当額及び未経過リース料残高相当額を、それぞれリース取引開始時に合意されたり(次項において「支払利息込み法」という。)による未経過リース料残高からこれらに含まれる利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法による算定することができる。

前項の規定にかかるわらず、ファイナンス・リース取引の対象となる資産の属する科目が当該連結会社の事業内容に照らして重要性が乏しい場合において当四半期連結会計期間の末日における当該科目に係る未経過リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産の残高の合計額に占める割合が低いときは、当該科目に係る取得価額相当額及び未経過リース料残高相

当額を支払利息込み法により算定することができる。

4 リース取引を通常の取引とする会社以外の会社が第一項第二号に定める事項を記載する場合において当四半期連結会計期間の末日における当該四半期連結会計期間末における未経過リース料残高及び見積残存価額の残高の合計額の当該合計額及び営業債権残高の合計額に占める割合が低いときは、未経過リース料残高相当額を当該四半期連結会計期間末における未経過リース料残高及び見積残存価額の残高の合計額からこれらに含まれる利息相当額を控除しない方法により算定することができる。

5 連結会社がリース物件の借主である場合には、当該連結会社の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約一件当たりの金額が少額なもの及びリース期間が一年未満のリース取引については、第一項の注記を要しない。

第三条 削除

(米国式四半期連結財務諸表の提出に係る経過措置)

第四条 平成十四年四月一日以後最初に開始する連結会計年度に係る米国式連結財務諸表を作成する連結財務諸表規則第九十五条において準用する連結財務諸表規則第九十五条の規定の適用を受けるものを除く。)の提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当分の間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

二 前項の規定による四半期連結財務諸表は、日本語をもって記載しなければならない。

三 第一項の規定による四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「新四半期連結財務諸表規則」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところに準拠して作成する場合との主要な相違点

三 この規則(第六章及び第七章を除く。)に

二 附 則 (平成二十一年八月七日内閣府令第

三 第二章第三節中第五十三条の次に一条を加える改正規定平成二十一年八月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表についての適用は、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新四半期連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

二 第二条に二号を加える改正規定(新四半期連結財務諸表規則第二条第三十七号に係る部分に限る。)、第二十七条の次に一条を加える改正規定、第二十八条第二項の改正規定、第四十八条の改正規定、第四十九条の改正規定(第五項を削る部分を除く。)、第五十条の改正規定(第六項を削る部分を除く。)及び様式第四号の改正規定(資産除去債務に係る部分に限る。)平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表についての適用は、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るものについては、なお從前の例による。ただし、平成二十一年四月一日以前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新四半期連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

二 第二条に二号を加える改正規定(新四半期連結財務諸表規則第二条第三十七号に係る部分を除く。)に係る連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表についての適用は、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るものについては、なお從前の例による。ただし、平成二十一年四月一日以前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらのすべての改正規定による新四半期連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

二 第二条に二号を加える改正規定(新四半期連結財務諸表規則第二条第三十六号に係る部

樣式第二號

樣式第三号

様式第三号の二

法人名、出資及び事業用	X X X	X X X
法人資本額	X X X	X X X
法人資本合計	X X X	X X X
出資のうち(又は出資のうち)の出資額(額面)	X X X	X X X
支払済み株式に就する出資額(額面)	X X X	X X X
未支払株式に就する出資額(額面)	X X X	X X X
支払済み株式に就する出資額(額面)	X X X	X X X
未支払株式に就する出資額(額面)	X X X	X X X
出資のうち(又は出資のうち)の出資額(額面)	X X X	X X X
(記載上の注意)		
出資合会社が他の事業を行ううじに別記事業がある場合その他の上記の様式によりがたい場合は、該種様式に記して記載すること。		

様式第二号の二 (平成19年4月1日基準、平成20年4月1日基準) 令和元年4月1日基準

【第2号会計計算書類】

(単位：円)

会計	日本取締役会計	会計	日本会計
会計期	年月日	会計期	年月日
出資利益(又は出資損失)	X X X		X X X
その他会計収益	X X X		X X X
その他の会計費用	X X X		X X X
支払済み株式に就する出資額(額面)	X X X		X X X
未支払株式に就する出資額(額面)	X X X		X X X
支払済み株式に就する出資額(額面)	X X X		X X X
未支払株式に就する出資額(額面)	X X X		X X X
出資のうち(又は出資のうち)の出資額(額面)	X X X		X X X
(記載上の注意)			
出資合会社が他の事業を行ううじに別記事業がある場合その他の上記の様式によりがたい場合は、該種様式に記して記載すること。			

様式第四号

法人名、出資及び事業用	X X X	X X X
法人資本額	X X X	X X X
法人資本合計	X X X	X X X
出資のうち(又は出資のうち)の出資額(額面)	X X X	X X X
支払済み株式に就する出資額(額面)	X X X	X X X
未支払株式に就する出資額(額面)	X X X	X X X
支払済み株式に就する出資額(額面)	X X X	X X X
未支払株式に就する出資額(額面)	X X X	X X X
出資のうち(又は出資のうち)の出資額(額面)	X X X	X X X
(記載上の注意)		
出資合会社が他の事業を行ううじに別記事業がある場合その他の上記の様式によりがたい場合は、該種様式に記して記載すること。		

様式第四号 (平成19年4月1日基準、平成20年4月1日基準) 令和元年4月1日基準

【第2号会計計算書類】

(単位：円)

会計	日本取締役会計	会計	日本会計
会計期	年月日	会計期	年月日
出資	X X X		X X X
内上原	X X X		X X X
内上原益(又は内上原損失)	X X X		X X X
社債及川一社債負債	X X X		X X X
...	X X X		X X X
販賣費及び一般管理費合計	X X X		X X X
販賣費(又は販賣損失)	X X X		X X X
販賣費収益	X X X		X X X
...	X X X		X X X
営業外収益合計	X X X		X X X
...	X X X		X X X
営業外収益(又は営業外損失)	X X X		X X X
営業外収益	X X X		X X X
...	X X X		X X X
税別利益合計	X X X		X X X
税別損失	X X X		X X X
税別利益(又は税別損失)	X X X		X X X
税別利益	X X X		X X X
...	X X X		X X X
税別利益合計	X X X		X X X
税別損失	X X X		X X X
税別利益(又は税別損失)	X X X		X X X
税別利益	X X X		X X X
(記載上の注意)			
出資合会社が他の事業を行ううじに別記事業がある場合その他の上記の様式によりがたい場合は、該種様式に記して記載すること。			

法人名、出資及び事業用	X X X	X X X
法人資本額	X X X	X X X
法人資本合計	X X X	X X X
出資のうち(又は出資のうち)の出資額(額面)	X X X	X X X
支払済み株式に就する出資額(額面)	X X X	X X X
未支払株式に就する出資額(額面)	X X X	X X X
支払済み株式に就する出資額(額面)	X X X	X X X
未支払株式に就する出資額(額面)	X X X	X X X
出資のうち(又は出資のうち)の出資額(額面)	X X X	X X X
(記載上の注意)		
出資合会社が他の事業を行ううじに別記事業がある場合その他の上記の様式によりがたい場合は、該種様式に記して記載すること。		

様式第四号 (平成19年4月1日基準、平成20年4月1日基準) 令和元年4月1日基準

財務活動によるキャッシュ・フロー

【記述の注意点】

- 「団結的動機づけ」によるキャラクション・マーの内容に関して、別属性候補者の利用を認めないと見られる範囲内では、上記の模式を無効して記載することができる。
- 「創造的動機づけ」には、日本精神文化修辞学会による創造金の支給権を認める。
- 「表現及び創作的活動の奨励」については、「各属性候補によるキャラクション・マーの一例」の欄に記載する。「表現的動機づけ」については、「表現激励によるキャラクション・マー」の区分に該当することができる。
- 「主張の表明を目的とする」他の項目については、「その他の」として一括して記載することができる。
- 「小説」の欄は該当するものでない。

[課題上記]

1. 日本精神科医学会「疾患キャラクター・フレームの現況に着目して、精神障害者の判断能力を認められたと認められる範囲内で、上記の権限をもって認定することとする。」
（参考文献）：日本精神科医学会精神障害者扶助法による財政扶助の実施に関する調査会（2001年）
2. 「疾患（及ぼす）の現状」について、「精神病（による）キャラクターフレーム」の（おおむね）記述し、「被認定の実態」については、「[精神病による]キャラクターフレーム」の（おおむね）記述することができる。
主な事項を記述し、他の項目については、「その他」として一括して記述する。
3. 小1. 「被認定の実態」として記述することができる。
4. 被認定者が自ら行動する上に問題があると尋ねたその地上の様式によりがたい場合は、専門機関に相談する旨を記述する。